

浪江町農業委員会総会議事録 (令和 4 年 10 月定例会)

1 開催日時 令和 4 年 10 月 20 日 (木) 午後 1 時 30 分 から 午後 2 時 37 分

2 開催場所 浪江町役場 2階 202会議室

3 出席委員 (9人) 欠席委員 (2人)

会長	4番	佐々木 茂夫	(出)
会長職務代理者	1番	原田 良一	(出)
委員	2番	鈴木 敬二郎	(出)
	3番	山本 幸一郎	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	柴野 正男	(出)
	8番	菅野 富美恵	(欠)
	9番	中野 弘寿	(出)
	10番	紺野 宏	(欠)
	11番	神長倉 正満	(出)
	12番	若月 芳則	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員 (9人)

浪江地区担当	川島 優
幾世橋地区担当	木村 耕治
請戸地区担当	脇坂 薫
大堀地区担当	桑原 泉
大堀地区担当	遠藤 定郎
苅野地区担当	藤田 一宏
苅野地区担当	田中 静夫
苅野地区担当	横山 良男
津島地区担当	関場 健治

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (所有権移転)	2 件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (貸借権設定)	2 件
議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (地上権設定)	2 件
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (貸借権設定)	2 件
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (所有権移転)	1 件
議案第6号	農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対し審議の件	1 件

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	長岡 秀樹
事務局係長	半杭 めぐみ
副主査	早川 翔大

- 議長 それでは、只今より 10 月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は 9 名でございます。また、推進委員数は 9 名でございます。
定足数に達しておりますので、会議を始めます。
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり 1 番原田委員および 12 番若月委員をお願いいたします。
それでは、議案の審議に入ります。
議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転 1 番について、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、・・・番・・・委員の退席を求めます。暫時休議いたします。
（・・・委員退席）
再開いたします。
議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転 1 番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 説明します。（議案書にて説明）
- 議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。
- 木村推進委員 幾世橋地区担当の木村です。10 月 14 日に・・・さんと・・・さんに電話で確認いたしました。お二人は親戚関係とのことです。・・・さんは現在、野菜や豆、米などの栽培をしており、農業機械も充実していると聞いています。また、将来的に息子さんも営農の意欲があるとのことです。・・・さんからは、後継者もおらず、ご本人も営農意欲がないとのことで、今回・・・さんに農地を売ることにしたと聞いています。以上、聞き取った内容から、何も問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。
- 議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
（質疑無し）
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。
（起立多数）
起立多数であります。よって議案第 1 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。
ここで・・・番・・・委員の入室を認めます。
暫時休議いたします。
（・・・委員入室）
再開いたします。
つづきまして、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転 2 番について事務局の説明を求めます。
- 事務局 説明します。（議案書にて説明）

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

桑原推進委員

大堀地区担当の桑原です。10月10日に父親の・・・さんの方に電話で確認しました。生前贈与という事で理由をお聞きしましたところ、そろそろ生前贈与したいという事でした。息子さんの方も父と話をしていましてという事です。今後の営農計画についても、・・・地区は来年から三年間は保全管理作業になりますので、保全管理作業は組合をお願いしているという事でした。営農再開に付きましては、今後、地域の皆さんと話し合い、出来る限りのことをしたいという事でした。地域との協調性についても地域との話合いで進めて行くという事で、問題ないと思います。以上です。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第1号2番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、営農型発電による権利設定と設備設置の案件のため、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定1番、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、地上権設定1番、及び議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定1番について、関連がありますので一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありました。

それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定1番、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、地上権設定1番、及び議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定1番について一括審議といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

説明します。(議案書にて説明)

まず、営農型発電設備の設置に係る申請については、パネルの支柱部分についての一時転用の申請、設置者と営農者が異なる場合は農地の空中を利用するための権利設定の申請、パネルの下部で営農する者が地権者でない場合は貸借権や使用貸借権を設定する申請する3つの手続きが必要になります。

本案件は営農型太陽光発電設備を設置し、下部の農地でサカキを栽培するという計画で議案2号1番が営農者である・・・が・・・さんの農地に使用貸借権を設定する、議案3号1番が発電設備の設置者になる・・・の・・・さんが農地の空中に区分地上権を設定する、議案4号1番が設置者の・・・さんが支柱の部分の農地に貸借権を設定して一時転用する、という申請になっています。

なお、許可にあたっては、3条のうち区分地上権と一時転用の期間は同じ期間となります。3条は委員会が許可権者で、営農型発電の一時転用は県知事が許可権者になりますので、区分地上権については5条が県知事により許可となったら許可するという条件付きの許可をすることになります。3条のうち下部での営農に係る賃借や使用貸借については、一時転用にあわせることなく許可をすることは可能です。

それでは議案書をご覧ください。議案2号については、2-2から2-9ページが通常の申請書と、被設定人の・・・が農地所有適格法人ですので、その場合の追加書類となっています。議案3号は3-2から3-10ページです。地上権の審査にあたっては、本日お配りしているQ&Aの35ページをご覧ください。「実質的には賃借人等権利者の同意の有無のみを確認すれば足りる」と記載あります。議案書に戻っていただいて、3-2ページが申請書、3-3ページからは所有者の・・・さんと太陽光業者の・・・の契約を今回申請の被設定人である・・・さんが承継する、という内容の書類です。こちらの書類が権利者の同意があることが分かるものとなっています。議案4号については4-2ページからで、通常の転用の書類が4-27ページまでです。営農型の場合は追加で、4-28ページ以降になりますが、町の意見書や下部の営農に関する根拠資料を提出いただいています。

長くなってしまいましたが、申請地の位置について、4-9ページをお開きください。場所は介護老人保健施設・・・の南東にある・・・川沿いの農地となります。農地種別としては、農用地区域内農地となるので原則転用することはできませんが、営農型発電事業については発電パネルの支柱部分についての一時転用となりますので、立地基準は問題ありません。

また、一般基準といたしまして、資力を証する書類については残高証明の写しを受けており、問題がないことを確認しております。また、営農型発電で設置者と営農者が異なる場合は撤去についての合意書を添付することになっておりまして、そちらは4-49ページの書類になります。

その他、土地利用計画図や営農計画書及び営農への影響の見込み書については、相双農林事務所への事前相談で特に問題ないとの回答をいただいております。

なお、転用の許可期間については、下部で営農する者が認定農業者である場合は、10年以内で認めることができるものとなっており、4-48ページの認定書のとおり・・・市の認定農業者であることが確認できますので、10年の申請となっております。

繰り返しになりますが、3条については農業委員会が許可権者ですが、議案3号の区分地上権については一時転用と同時に許可するという条件付き許可となり、議案4号の一時転用については、福島県知事が許可権者となりますので、承認いただいたのち、当委員会の意見を付して、福島県へ進達いたします。以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

木村推進委員

幾世橋地区の木村です。10月14日、会長、若月委員、紺野委員と現地確認をいたしました。関係者として・・・担当者と・・・の関係者がおられたんですけども、幾世橋の現地に行った時点で、土地を見たら完全に荒れた土地。草がぼうぼうで、そういう状態で、誰も現地確認をするような状

況じゃありませんでした。境界杭も打ってあるというお話でしたが、幾世橋の土地に付きましたは一本も打ってなく、どこからどこまでが土地だかわからない状況であって、そこで皆さんと話し合いました継続審議といたしましょうとなりました。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

柴野委員 現地調査を行いました、境界杭などの位置出しがされておらず現地を確認できなかった、継続審議とすることを提案します。

議長 現地調査担当委員より、現地確認ができなかったことによる継続審議が提案されました。

追加資料について、現地の状況と添付資料写真の整合性が取れていない点や、資料の不明点についての疑問の声が多数あり、議案第2号1番、議案第3号1番、及び議案第4号1番について現地確認不調のため継続審議といたしますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということですので、本案件につきまして継続審議といたしません。

つづきまして、営農型発電による権利設定と設備設置の案件のため、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定2番、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、地上権設定2番、及び議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定2番について、関連がありますので一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしの声がありました。

それでは、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定2番、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件地上権設定2番、及び議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、貸借権設定2番について一括審議といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)

本案件も先ほどと同じように営農型発電設備の下部の農地でサカキを栽培する計画で、議案2号2番が営農者である・・・が・・・さんの農地に使用貸借権を設定する、議案3号2番が発電設備の設置者になる・・・県の・・・さんが農地の空中に区分地上権を設定する、議案4号2番が設置者の・・・さんが支柱の部分の農地に賃借権を設定して一時転用する、という申請になっています。

それでは議案書をご覧ください。議案2号については、2-19ページから、議案3号は3-11ページから、議案4号については4-50ページからで、下部の営農に関する根拠資料については1番と同じものです。

申請地の位置については、ページ4-57をお開きください。場所は・・・橋北側の・・・川沿いの農地となります。農地種別としては、北側の一団の農地と接続している第一種農地となりますので原則転用することはできま

せんが、営農型発電による転用は発電パネルの支柱部分についての一時転用となり、立地基準を満たしております。

また、一般基準といたしまして、資力を証する書類については残高証明の写しの提出を受けており、問題がないことを確認しております。また、設置者と営農者が異なる場合の撤去に関しては、ページ4-86に添付しております誓約書に記載されております。

その他、土地利用計画図や営農計画書及び営農への影響の見込み書については、相双農林事務所へ事前相談をし、問題ないとの回答を得ております。

なお、転用の許可期間については、下部で営農する事業者が認定農業者である場合は、10年以内で認めることができるものとなっております、10年の申請となっております。ページ4-85に認定書の写しを掲載しております。本案件は、3条については当委員会が許可権者となりますが、議案3号2番の区分地上権の設定については条件付き許可となり、議案4号2番は福島県知事が許可権者となりますので、承認いただいたのち、当委員会の意見を付して、福島県へ進達いたします。以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

田中推進委員 荻野地区担当の田中です。・・・さんと・・・さんと電話にて間違いなく契約を交わしていますという事で確認を取りました。現地調査に関しては、先ほどあったように確認が出来ないという事ですので、この後、若月委員よりお話が有ります。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

若月委員 こちらも先ほどと同じく、現地調査を行いました。境界杭などの位置出しがされておらず現地を確認できなかった。継続審議とすることを提案します。

議長 現地調査委員より、現地確認ができなかったことによる継続審議が提案されました。

議案第2号2番、議案第3号2番、及び議案第4号2番について現地確認不調のため継続審議といたしますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということですので、本案件につきまして継続審議といたします。

つづきまして、議案第5号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件、所有権移転1番について事務局の説明を求めます。

事務局 説明します。(議案書にて説明)

ページ5-11をご覧ください。申請地は、ページ下側に赤でしめしている、・・・駅北西部の畑となっております。農地の種別としましては、非線引き都市計画区域用途地域内農地の第1種住居地域となり3種農地に該当します。3種農地の転用は原則許可とされているため、立地基準を満た

しております。次に一般基準ですが、資力を証する書類ということで、申請者より残高証明の提出を受けており問題ないことを確認しています。本案件は転用の目的が太陽光発電設備の設置ですので、電力会社との系統連系に係る契約の申し込みについて確認できる書類が必要となりまして、そちらについては議案書ページ5-17のとおり添付されております。また、これまでの申請におきましては、系統連系の申し込みについて確認できる書類には、備考欄にFIT制度を利用しない旨の記載されておりました。本案件の書類にはその旨の記載がされておりませんが、申請者へ確認をしたところ、FIT制度を利用しないとのことでした。FIT制度を利用しない場合は、申請者と売電事業者間で結ばれている売電契約について分かる書類の写しの添付を求めており、今回の申請にはその書類の添付がありません。これらについても、売電事業者である「・・・電力」との売電契約においては、契約書が使われておらず提出できるものがないということです。相双農林事務所に確認を取ったところ、FIT制度を利用しない太陽光発電の農地転用について、現在は契約書等の写しの提出は求めていないため、問題はないとのことでした。その他、添付の土地利用計画図や事業計画書からは、周辺農地への影響等について、特段問題ないものと考えられます。本案件は3,000㎡以下の非線引都市計画用途地域内農地となりますので、当委員会が許可権者となります。以上となります。よろしく願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

川島推進委員

浪江地区担当の川島です。・・・さん、株式会社・・・の担当者と10月13日に電話で話をいたしました。・・・さんは営農再開の意思は無く、今回、・・・さんの方から電話があり承諾したと聞いております。・・・担当者からお話を伺っております。会社自体は太陽光事業を中心にやっているという事で現在は・・・市を中心に事業を展開しているという事でした。・・・市でも設置しておきまして、浪江町では初めての案件だったそうです。草刈り等は自社でしっかりと行っていますという事で、近隣住民には迷惑を掛けないようにしているという事です。以上聴き取り内容を報告いたします。

議長

つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

若月委員

こちら先ほどと同じく、現地調査を行いました。境界杭などの位置出しがされておらず現地を確認できなかったため、継続審議とすることを提案します。

議長

現地調査委員より、現地確認ができなかったことによる継続審議が提案されました。

議案第5号1番について、現地確認不調のため継続審議といたしますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということですので、本案件につきまして継続審議といたします。

つづきまして、議案第 6 号農地法第 5 条の許可後の事業計画変更に対し審議の件、1 番について委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、・・・番・・・委員の退席を求めます。暫時休議いたします。

(・・・委員退席)

再開いたします。

議案第 6 号農地法第 5 条の許可後の事業計画変更に対し審議の件 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局

説明します。(議案書にて説明)

ページ 6-2 をご覧ください。

本案件は、令和 3 年 12 月 20 日付けで許可された・・・第 1、第 2 ため池整備事業に関する機材設置ヤードのための、一時転用の事業計画変更の申請となります。

当初は令和 4 年 10 月 31 日までが一時転用の期間でしたが、計画当初の工事面積よりも対策面積が増加したことにより、工事期間が令和 4 年 12 月 23 日まで延長となりました。それに伴い一時転用期間も令和 4 年 12 月 23 日までの延長となります。

延長となる期間については、ページ 6-8 の工程表に記載されたとおりになります。

変更となった工事面積については、ページ 6-9 の明るい黄色で示された部分であり、増加した理由といたしましては、調査の結果当初計画していた施工対策範囲外に放射性物質濃度が高い範囲があることが判明したため、対策範囲を増加するものとなります。

また、今回の期間延長を行っても、3 年以内の農地転用となりますので、立地基準については問題ありません。

以上となります。よろしく申し上げます。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

桑原推進委員

大堀地区担当の桑原です。浪江町の担当の方については 10 月 13 日に電話で確認いたしました。理由といたしまして、工事期間が延長されましたので、転用期間も同じく延長したいという事でした。・・・さんにも直接お会いして確認しました。了承してるという事でした。以上です。

議長

事務局、地元推進委員の説明が終了しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。本案件に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第 6 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

ここで・・・番・・・委員の入室を認めます。

暫時休議いたします。

(・・・委員入室)
再開いたします。
以上で、本日上程されたすべての議事が終了いたしました。

令和4年10月20日
開始時刻 午後1時30分
終了時刻 午後2時37分

議長 _____

番 _____

番 _____